

令和2年3月30日

上越市高齢者支援課長

令和2年4月～6月分（春券）「紙おむつ支給券／受領書」の送付について

日頃から、当市の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和2年4月～6月分の「紙おむつ支給券／受領書」をお送りしますので、下記の点にご注意の上、利用してください。

記

1 紙おむつの購入方法

- ① 同封の価格表から業者と商品を選び、電話で注文し、配達を依頼してください。
(店舗での購入も可)
- ② 商品と引き換えに、同封の「紙おむつ支給券／受領書」を業者に渡してください。
その際、受領者氏名欄に必ず記名・押印をしてください。

【注意点】

- ・同封の春券は、令和2年6月30日までに利用してください。
- ・「紙おむつ支給券／受領書」は記載された上限額の金券として扱われます。上限額を超えて購入する場合は、超えた分は自己負担となります。また、購入額が上限額より少ない場合は、差額はお返しできません。
- ・「紙おむつ支給券／受領書」は、1枚で3か月分の券を年4回に分けて送付します。ただし、市民税所得割課税世帯となられた場合は、助成対象外となります。
- ・「紙おむつ支給券／受領書」は、他人に譲渡できません。

2 「紙おむつ支給券／受領書」の上限額

要介護1、要介護2 (介護認定なし・要支援を含む)	要介護3	要介護4、要介護5
月 3,500 円 (3か月 10,500 円)	月 4,000 円 (3か月 12,000 円)	月 5,000 円 (3か月 15,000 円)

※令和2年3月30日時点の要介護認定状況に基づき発券しています。

3 各種届出について

以下の場合、市へ届出をしてください(届出用紙を同封しました)。

- ① 廃止届出書
 - ・特別養護老人ホーム、老人保健施設または養護老人ホームへ入所した場合
 - ・身体の状況が改善し、紙おむつの支給が不要となった場合
- ② 介護認定状況変更届出書
 - ・介護認定が変わり、上記2の支給券の上限額が増額となる場合

4 その他

- ① 有効期間は、四半期ごとのそれぞれ3か月の期間内になります。

有効期間	春券(4～6月分)	夏券(7～9月分)	秋券(10～12月分)	冬券(1～3月分)
	4/1～6/30	7/1～9/30	10/1～12/31	1/1～3/31

※期間を過ぎてからの利用はできませんので、注意してください。

- ② 介護認定状況変更届出書に基づく差額券は、届出いただいた翌月分から発行します。

【問い合わせ先】 上越市高齢者支援課 支援係 門倉
電話025-526-5111(内線1163)